

## 吸収分割に係る事前開示書面

2026年4月28日

吸収分割会社（甲） 名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階  
株式会社 ネクステージ  
代表取締役 広田 靖治

吸収分割承継会社（乙） 名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階  
株式会社 e t t  
代表取締役 谷本 真厚

株式会社ネクステージ（以下「甲」という）と株式会社e t t（以下「乙」という）との、甲のボルボ事業（以下「本件事業」という）に関する権利義務を分割して乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）につきまして、会社法及び会社法施行規則の規定に従い、下記のとおり開示いたします。

### 1. 吸収分割契約の内容

別紙（1）「吸収分割契約書」のとおりであります。

### 2. 分割対価の定め相当性に関する事項

分割対価につきましては、乙は、甲が乙の発行済株式全株を有する完全親会社でありますため、本件分割に際して、分割対価の交付を省略するものとし、金銭等の対価の交付は一切行わないものといたしました。

### 3. 会社法第758条8号に関する事項

該当事項はありません。

### 4. 吸収分割に係る新株予約権の定め及び新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

甲及び乙は、新株予約権を発行しておりません。

### 5. 計算書類等に関する事項

甲の最終事業年度に係る計算書類等につきましては「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電磁開示システム（E D I N E T）又は甲のWebサイトよりご覧いただけます。また、乙の会社成立時における貸借対照表は別紙（2）のとおりであります。

### 6. 分割後の債務の履行の見込みに関する事項

甲乙の財務状況からして、債務の履行に支障はないものと見込んでおります。

7. 事前備置開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項  
変更がありましたら、変更後の当該事項をただちに開示いたします。

以上

別紙（１）

## 吸収分割契約書

株式会社ネクステージ（住所：名古屋市中区栄四丁目１番１号中日ビル１５階、以下「甲」という）と株式会社e t t（住所：名古屋市中区栄四丁目１番１号中日ビル１５階、以下「乙」という）とは、甲の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という）に関して、次のとおり吸収分割契約を締結する。

（目的）

第 1 条 甲は、甲のボルボ事業（以下「本件事業」という）に関して有する権利義務を分割して乙に承継させるものとし、乙はこれを承継する。

（分割に際して交付する対価）

第 2 条 乙は、甲が乙の発行済株式全株を有する完全親会社であるので、本件分割に際して、分割対価の交付を省略するものとし、金銭等の対価の交付は一切行わないものとする。

（分割により承継する権利義務）

第 3 条 乙は、本件分割により、本契約書第 4 条に規定する分割効力発生日において、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり本件事業に関する資産、債務、雇用契約、取引基本契約及びその他の権利義務を甲より承継する。

（分割効力発生日）

第 4 条 本件分割の効力発生日は、2026 年 6 月 1 日とする。ただし、分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ変更することができる。

（競業避止義務）

第 5 条 甲は、本件分割の効力発生後においても、本件事業と競合する事業を営むことを妨げられない。

（分割条件の変更及び解除）

第 6 条 本契約締結の日から分割効力発生日前日までの間において、天災その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲乙協議のうえ、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

（協議事項）

第 7 条 本契約に定める事項のほか、分割に関して必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙互いに誠意をもって協議のうえ決定する。

以上、本契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲が原本を、乙はその写しを保有する。

2026年4月15日

(甲) 名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階  
株式会社 ネクステージ  
代表取締役 広田 靖治

(乙) 名古屋市中区栄四丁目1番1号中日ビル15階  
株式会社 e t t  
代表取締役 谷本 真厚

(別紙)

## 承継権利義務明細表

本件分割の効力発生日において、乙が甲から承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約及びその他の権利義務は次のとおりとする。

なお、甲は、乙が承継する債務全てについて併存的債務引受をするものとし、債権者は本件分割後もなお甲に対して債務の履行を請求することができることとする。

また、資産及び債務については、2025年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 承継する資産

本件事業に属する資産

2. 承継する債務

本件事業に属する負債

3. 承継する雇用契約

従業員との間の雇用契約は承継しない。

4. 承継する取引基本契約

本件事業に属する得意先及び仕入先との間の取引基本契約及びこれに付随する一切の個別契約における甲の地位及びこれらの契約に基づいて発生する一切の権利義務

5. その他

以上のほか、本件事業に属する一切の契約における甲の地位及びこれに付随する権利義務。ただし、特許権等の知的財産権は含まない。

6. 除外する権利義務

別途甲乙が除外することを合意する資産、債務、雇用契約及び取引基本契約についてはこれを承継対象から除外するものとする。

以上

## 別紙（２）

## 会社成立時における貸借対照表（株式会社 e t t）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	10	流動負債	-
現金及び預金	10	固定負債	-
固定資産	-	負債合計	-
		（純資産の部）	
		株主資本	10
		資本金	10
		資本剰余金	-
		利益剰余金	-
		純資産合計	10
資産合計	10	負債・純資産合計	10